

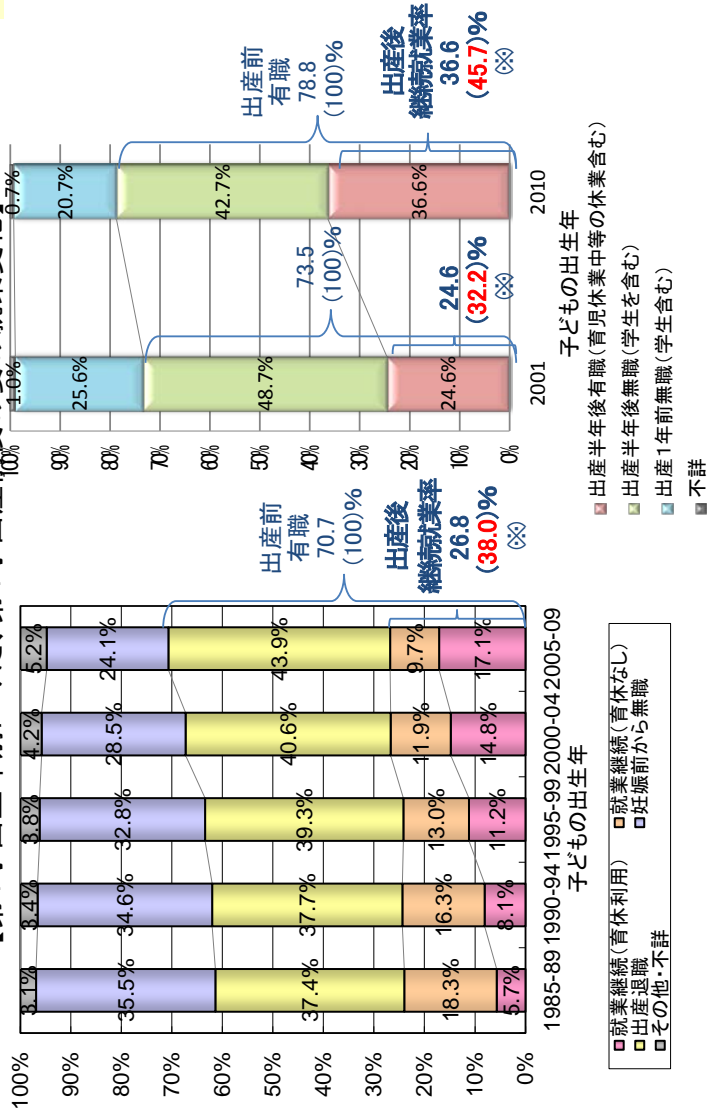
[職業家庭兩立課：関連資料]

仕事と家庭の両立をめぐる現状①

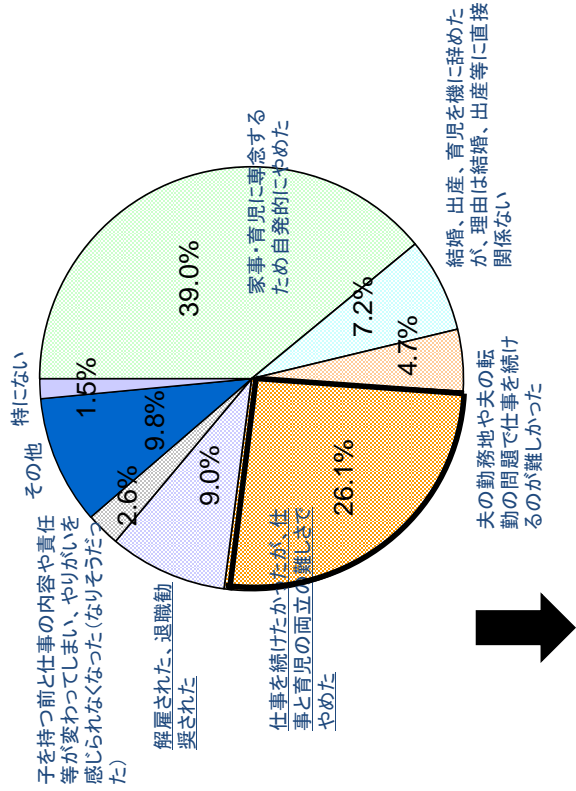
○妊娠・出産を機に退職した理由を見ると、「自発的に辞めた」が39%、「両立が難しかったので辞めた」が約26%

○約6割の女性が出産・育児により退職している。

【第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化】



【妊娠・出産前後に退職した理由】



両立が難しかった具体的理由

- 勤務時間があいそうもなかった (65.4%)
- 職場に両立を支援する雰囲気になかった (49.5%)
- 自分の体力がもたそうだった (45.7%)
- 育児休業を取れそうもなかった (25.0%)
- 子どもの病気等で度々休まざるを得なかった(22.9%)
- 保育園等に子どもを預けられそうもなかった(20.7%)

(資料出所)国立社会保障・人口問題研究所 「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」
 (資料出所)厚生労働省 「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」

(※)()内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

目標値(日本再生戦略)
 第1子出産前後の女性の継続就業率
 38%(平成22年)→50%(平成27年)→55%(平成32年)

(資料出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」(平成20年)

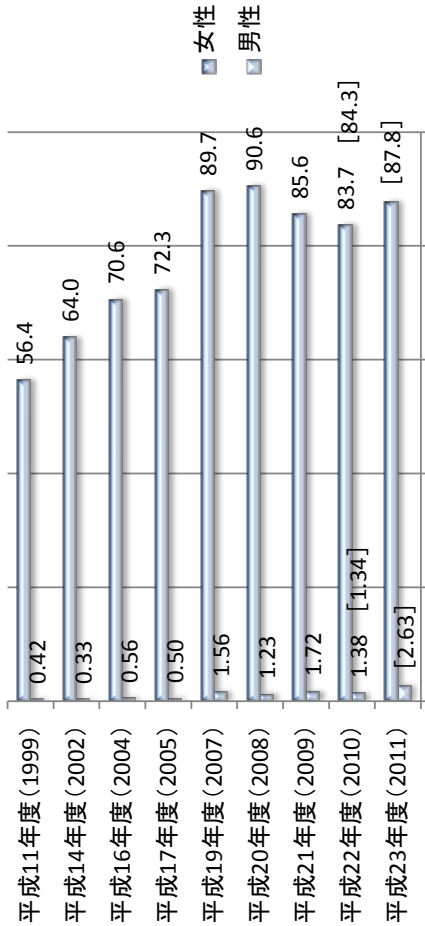
仕事と家庭の両立をめぐる現状②

○育児休業を利用したい男性は3割を超える。

(ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年))

○男性の育児休業取得・育児への関わりは低調

育児休業取得率の推移



育児休業取得率 = 出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数 / 調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数

(※) 平成23年度調査においては、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの1年間。

注) 平成22年度及び平成23年度の「」内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

目標値

男性の育児休業取得率(日本再生戦略)

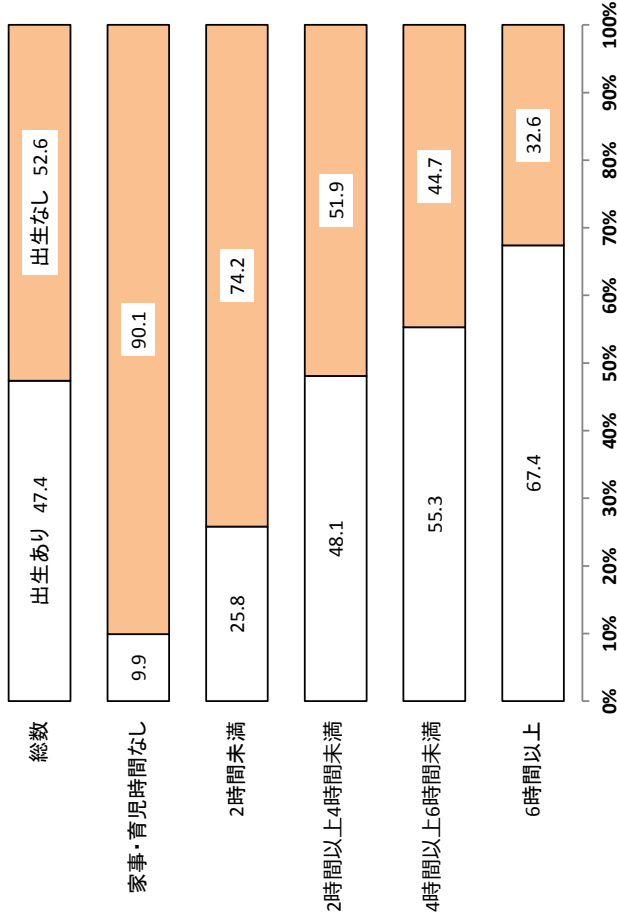
2.63%(平成23年)→8%(平成27年)→13%(平成32年)

6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(子ども・子育てビジョン)

1日あたり67分(平成23年)→1日あたり2時間30分(平成29年)

○夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合が高い。

子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの8年間の第2子以降の出生の状況



注：1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前子一タ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第9回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第8回調査までの間に結婚し、結婚後第9回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第8回調査時の状況である。

3) 8年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

出典：厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査」(2011)

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳（一定の場合は、1歳半）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）の育児休業の権利を保障
- 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障
※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ
①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。
平成24年7月1日より、全ての事業場において、全面施行。

「イクメンプロジェクト」について

☆「イクメンプロジェクト」とは

- 育児を積極的にする男性「イクメン」を周知・広報するプロジェクト。
- 参加型の公式サイトや広報資料の配付を通じて、多くの人を巻き込み、社会的な気運の醸成を図る。

☆「イクメンプロジェクト」のねらい

- 男性の育児にもっと関わりたい、育児休業を取得したい、という希望をかなえる。
- 夫婦で協力して育児をする環境を作ることにより、出生率の向上と女性の就業率向上を目指す。

「イクメンプロジェクト」の概要

1 「イクメンプロジェクト推進チーム」の結成

- ・ 有識者等による「推進チーム」を結成（座長：安藤哲也氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン副代表理事））

2 「イクメンプロジェクト」ホームページの運営

① イクメン宣言、育児・育児休業体験談、「イクメンの星」の掲載

- ・ イクメン本人が、育児に関する夢や決意を「イクメン宣言」として登録
- ・ イクメン宣言をした方が育児や育児休業の体験談を投稿できる仕組みを作り、寄せられた体験談をサイト上で紹介
- ・ 育児・育児休業体験談を投稿された方の中から、推進チームの選考により「イクメンの星」を選出し紹介

② イクメンサポーター宣言（個人／企業・団体）

- ・ 家族、同僚、企業などイクメンの周りの方がイクメンへの応援メッセージを「イクメンサポーター宣言」として登録

③ 企業の事例集やパンフレット等関係資料の掲載

- ・ 企業の人事担当者等が参考にできるよう、企業の具体的な取り組み事例等を紹介

④ 男性の育児を応援する行政機関の取組やイベント情報の収集・発信

- ・ 行政機関の取組やイクメンサポーター企業・団体等が行うイベントの情報を投稿できる仕組みを作り、集約した情報をトップページのカレンダーに掲載。メールマガジンやツイッターでも一部の情報を発信

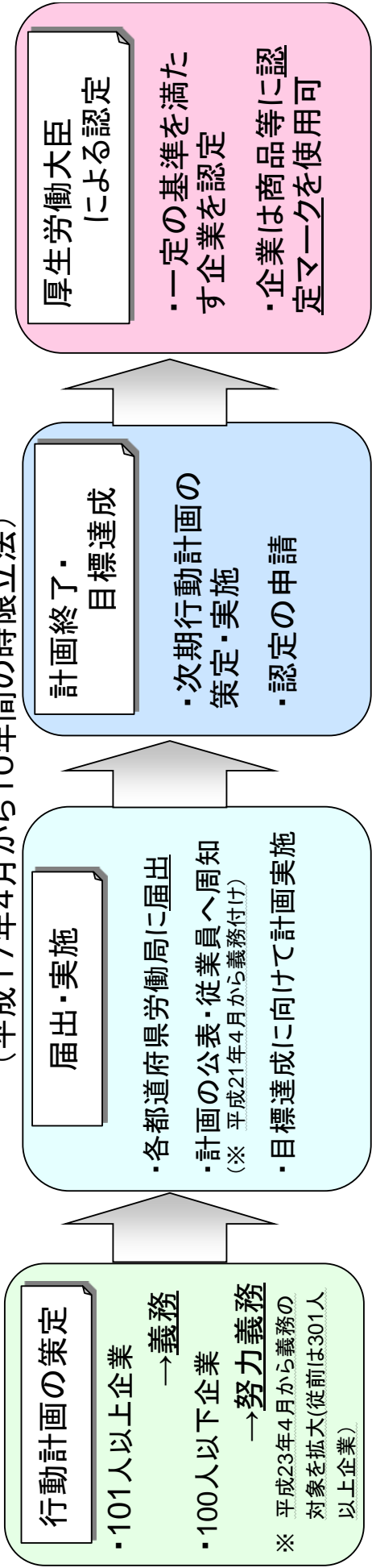
3 広報資料の配付

数値目標

男性の育児休業取得率：2.63%（2010年度）→10%（2017年度）→13%（2020年度）
第1子出産前後の女性の継続就業率：38%（2010年）→55%（2017年）

次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(平成17年4月から10年間の時限立法)



行動計画の策定

- ・101人以上企業 → 義務
- ・100人以下企業 → 努力義務
- ※ 平成23年4月から義務の対象を拡大(従前は301人以上企業)

届出・実施

- ・各都道府県労働局に届出
- ・計画の公表・従業員へ周知 (※ 平成21年4月から義務付け)
- ・目標達成に向けて計画実施

計画終了・目標達成

- ・次期行動計画の策定・実施
- ・認定の申請

厚生労働大臣による認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
 - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
 - 男性:年に〇人以上取得
 - 女性:取得率〇%以上
 - 対策
 - 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
 - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
- 目標2
 - ノー残業デーを月に1日設定する。
 - 対策
 - 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
 - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
- 目標〇 ...
- 対策 ...

※波線部分は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)による改正。

認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおおむね、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。 など

認定企業に対する税制優遇制度

- ・一定の期間(※)に取得・新築・増改築した建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。
- ※ 認定を受けた日となった行動計画の開始日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間
- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けた事業主が対象。

〇届出状況(平成25年1月末時点)

101人以上企業の97.3%
 301人以上企業の97.5%
 101～300人以下企業の97.2%
規模計届出企業数 69,870社
 〇認定状況(平成25年1月末時点)
認定企業 1,422社



次世代認定マーク「くるみん」

都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成25年1月末現在)

	特雇用労働者301人以上の企業数	特雇用労働者1人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	① 特雇用労働者301人以上の企業数		② 内、特雇用労働者300人以下の企業数		認定企業数		
				(A)	(B)	(C)	届出率 (C)/(A) × 100%		(イ)	
									(D)	(E)/(D) × 100%
1	447	1,239	2,423	425	95.1%	1,998	1,191	96.1%	807	12
2	111	310	590	111	100.0%	479	309	99.7%	170	9
3	109	328	690	108	99.1%	582	328	100.0%	254	9
4	204	534	947	204	100.0%	743	534	100.0%	209	14
5	83	246	574	83	100.0%	491	246	100.0%	245	7
6	104	344	651	104	100.0%	342	342	99.4%	205	6
7	153	399	781	153	100.0%	628	399	100.0%	229	8
8	222	557	1,014	220	99.1%	794	550	98.7%	244	11
9	436	1,082	1,436	436	100.0%	939	436	100.0%	503	12
10	153	461	894	153	100.0%	841	456	98.9%	385	12
11	428	1,146	2,210	423	98.8%	1,787	1,142	99.7%	645	31
12	378	869	1,570	377	99.7%	1,183	867	99.8%	326	27
13	4,317	6,469	13,052	4,030	93.4%	9,022	5,794	89.6%	3,228	588
14	766	1,501	2,883	756	98.7%	2,127	1,463	97.5%	664	50
15	627	1,402	2,336	627	100.0%	1,166	622	99.2%	544	10
16	110	400	1,590	109	99.1%	1,481	398	99.5%	1,083	17
17	125	404	1,312	124	99.2%	1,188	400	99.0%	788	16
18	66	259	805	65	98.5%	740	255	98.5%	485	10
19	62	199	534	62	100.0%	1,014	199	100.0%	273	13
20	212	566	1,224	210	99.1%	994	554	98.6%	460	32
21	173	559	1,097	173	100.0%	924	558	99.8%	366	28
22	376	922	1,897	376	100.0%	922	1,521	100.0%	599	25
23	941	2,029	4,147	936	99.5%	3,211	2,017	98.4%	1,194	61
24	153	401	826	152	99.3%	674	397	99.0%	277	17
25	102	311	1,100	101	99.0%	999	305	98.1%	694	19
26	283	645	1,286	283	100.0%	1,003	641	98.4%	362	32
27	1,369	2,261	4,433	1,353	98.8%	3,080	2,234	98.8%	846	99
28	479	1,286	2,304	476	99.4%	1,828	1,284	99.8%	544	43
29	67	213	372	67	100.0%	305	211	99.1%	94	10
30	51	263	428	51	100.0%	377	263	100.0%	114	6
31	41	171	401	40	97.6%	361	167	97.7%	194	7
32	51	207	527	51	100.0%	476	206	99.5%	270	6
33	196	485	1,146	195	99.5%	951	484	97.8%	467	20
34	836	1,811	3,445	836	100.0%	1,836	833	99.6%	1,003	22
35	117	403	1,047	117	100.0%	930	385	95.5%	545	8
36	46	178	485	46	100.0%	439	178	100.0%	261	16
37	102	348	665	102	100.0%	563	341	98.0%	222	16
38	137	409	1,023	137	100.0%	886	407	99.5%	479	20
39	56	215	500	56	100.0%	444	214	99.5%	230	3
40	490	1,179	2,456	487	99.4%	1,969	1,168	99.4%	801	20
41	65	247	503	65	100.0%	438	247	100.0%	191	4
42	107	371	711	106	99.1%	605	370	99.7%	235	1
43	131	430	850	131	100.0%	719	425	98.8%	294	7
44	84	316	818	83	98.8%	735	314	99.4%	421	9
45	77	289	649	77	100.0%	572	286	99.0%	286	4
46	158	443	1,060	155	98.1%	905	437	98.6%	468	17
47	96	268	630	96	100.0%	534	267	99.6%	267	8
合計	14,723	32,975	69,870	14,353	97.5%	53,517	32,046	97.2%	23,471	1,422

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課調べ

ファミリー・サポート・センター事業について

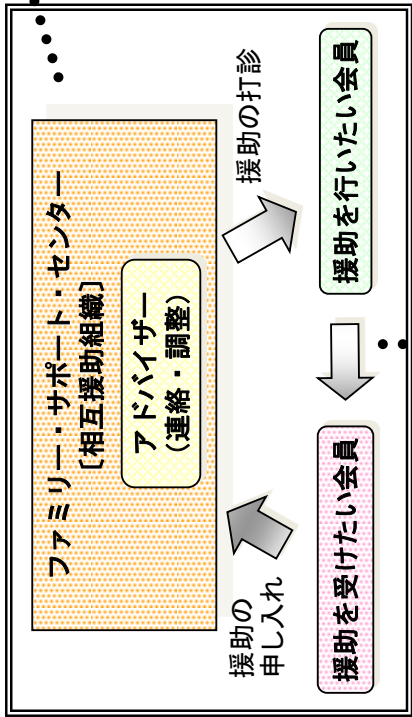
事業概要

※平成24年度補正予算による安心子ども基金の積増・延長により基金事業として実施することとなった

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うこととを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度より、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)も行っている。

○ 実施市区町村数	○ 会員数
・ 基本事業 699市区町村	・ 援助を受けたい会員 383, 321人(352, 683人)
・ 病児・緊急対応強化事業 129市区町村	・ 援助を行いたい会員 129, 744人(114, 818人)
※ 平成24年度交付決定ベース	・ 両方会員 42, 585人(39, 889人)
	※平成23年度末現在 ()は平成22年度末現在

ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、積極的な働きかけをお願いしたい。
また、講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。



相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早朝・夜間等の緊急時の預かり

事業内容

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整[万一事故が発生した場合の連絡、調整を含む]
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催
- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 など

事故防止・安全対策

- 事故*発生時の対応 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上の場合の負傷や疾病を伴う事故
 - ・ 事故情報の収集及びそれを基にした再発防止対策
 - ・ 事故が発生した場合の厚労省への報告
- (参考)平成18年4月1日から平成23年6月21日までの間に、15件の事故が発生
- 会員に対する講習の強化
 - ・ 預かり中の子どもの安全対策等のため、9項目24時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましいとする通知を发出。
 - ・ 平成24年度より、24時間を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、交付ポイントを加算。
 - ・ (平成24年度補正予算より)複数預かりを実施する自治体へのポイント加算を廃止予定。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

支給機関：都道府県労働局

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近接地域を含む)に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。

助成率等		助成限度額	
①設置費	3分の1(中小企業:3分の2)	1,500万円(中小企業:2,300万円)	
②増築費	3分の1(中小企業:2分の1)	増築	750万円(中小企業:1,150万円) 5人以上の定員増を伴う増築、安静室を設ける増築、本助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための増築
	3分の1(中小企業:2分の1)×(増加する定員) / (建替え後の施設の定員)	建替え	1,500万円(中小企業:2,300万円) 5人以上の定員増を伴う建替え
	3分の1(中小企業:2分の1)		1,500万円(中小企業:2,300万円) 本助成金の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について要件を満たす施設にするための建替え
③運営費	5年間支給 2分の1(中小企業:3分の2)	通常型	規模に応じ 最高 699万6千円
		時間延長型	規模に応じ 最高 951万6千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高 1,014万6千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額 + 165万円

(参考) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/